

議長（門 瀧雄）

それでは、一般質問を再開いたします。

11番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

11番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成25年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、町長並びに教育長、そして各関係担当課長に対し、1、国政の地方政治への影響としての秘密保護法、消費税増税対策について、2、宮崎県綾町、日南市の視察研修から多度津町のまちづくりについて、3、瀬戸内国際芸術祭終了に伴う今後の取り組みについての3点を一般質問をいたします。

まず最初に、国政の地方政治への影響としての秘密保護法、消費税増税対策についてであります。

今、私たち日本国民の大局観、歴史観が大きく問われているときほどありません。それは、東アジアでアメリカ・イコール・日本対中国の覇権争いの世界へ向かうのか、それとも平和的共同体へ向かわざるを得ないのかであります。私は、子供のころから戦争体験者の両親から、またご近所の体験者から、戦時中の話をよく聞きました。日本国憲法ができて、戦争を一切しなくなったと聞いたときは、子供ながらにどれだけほっとしたことか。ですから、戦争や自衛隊に対しては、戦争をする軍隊にしないことには敏感でありました。これらのことは、ことしの6月議会での一般質問で戦争の歴史と悲惨さを詳しく述べたところであります。

今、私たちが忘れてはならないことは、戦前の日本は、勇気や自己犠牲という人間的美徳を侵略戦争に利用し、愛国心の名のもとで、幾多の悲劇を引き起こしてしまいました。戦後、軍国主義に手をかけた教員は、教え子を再び戦場に送るなという誓いのもとに、戦争に歴史や道徳を利用するからくりを暴き、平和憲法のもとで子供の人権感覚の育成を目指してきたわけですが、しかし安倍首相は、小著「新しい国へ」の最後に、日本を取り戻すと書いており、それは集団的自衛権の解釈を変更することだと述べております。日中対立を口実に対立の挑発を続けながら、文字どおり憲法の解釈変更に進んでおり、安倍政権の立場は、日米同盟絶対と自国に責任を負わない新自由主義、それと結びついた復古的覇権主義であると評されており、歴史の時計の針を大きく逆に回そうとしております。それは、消費税大増税、社会保障の切り捨て、原発推進、集団的自衛権行使容認、秘密保護法などは、安倍政権の暴走の具体化のあらわれであります。そして、今日それは、国民の憲法擁護、反原発、沖縄の基地反対、TPP反対、ブラック企業反対などの運動、また慰安婦問題などの運動に取り組む多くの人々の中に世界の平和に寄与する真の愛国心の着実な

成長が明瞭に見ることができるのであります。

侵略戦争を肯定、美化する歴史問題での逆流を日本の政治からなくすること、憲法を改定し、海外で戦争をする国づくりを許さない、そして日本国憲法を守り、生かす闘いが国内で大きく前進しており、このことは、東アジアの人々への平和的、人間的共同体をつくるための闘いで、力強いメッセージを送っているわけでもあります。中でもとりわけ、今広範な国民の空前の反対を押し切ったの国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案、それとの車の両輪をなすものとして、特定秘密保護法案は、国民の知る権利及び表現の自由と基本的人権を侵害する、きわめつきの悪法として、衆院で十分な慎重審議をしないまま強行採決をし、参院に回され、会期末の6日に、またまた強行採決されました。

安倍政権は、今一気に憲法破壊の政策を推し進めています。それは、第一に経済、税制の改編が基本にあります。TPP交渉に正式に参加し、交渉内容を国民に知らせないまま妥結する。また、消費税増税、大企業設備投資減税などを通して、世界で企業が一番活動しやすい国にしようとしております。第2に、エネルギー政策では、原発について汚染処理、復旧もなされないまま、再稼働を狙い、事もあろうに、海外売り込みが図られており、「フクシマ」が切り捨てられています。第3は、安保、防衛では、集団的自衛権の行使容認、防衛計画大綱の見直し、国家安全保障基本法案等々が総動員されております。第4は、社会保障、労働の分野で、生活保護法の改悪、医療窓口負担の引き上げ、介護保険改悪、限定正社員制導入、派遣法、裁量労働制見直し、労働特区、これは解雇特区でございます、この設定などが一気に進められております。第5に、イデオロギーと教育については、イデオロギーでは、首相の靖国神社玉串料奉納、終戦式辞での加害責任、不戦の誓いの削除、村山談話、河野談話の抹消などであり、これに同調して「はだしのゲン」の図書館での封印、広島県原爆資料館の展示の変更、関東大震災における虐殺、それ自体の否定、そして教育では、教育内容に政治的に介入しようとする姿勢が顕著で、例えば教育振興基本計画は、本来教育の条件整備を課題とするものですが、これを教育の内容、方法を管理するために使っていることなどであります。

以上のことから、安倍政権は一気に憲法破壊の政策を進めてきており、国民の気づかないうちに憲法体系の根本が揺さぶられる状況が進みつつあり、憲法は未曾有の危機を迎えています。国民が知らないうちの改悪濁流の進行、これはまさに、ナチスに学べという暴言した麻生太郎氏の筋書きどおりです。私たちは、今緊急に必要なのは、日本国憲法3原則の基本原則、つまり国民主権、平和主義、基本的人権に基づく完全実施であります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、国民の命よりも国家の安全のために国民が犠牲になる方向へ、また人命にかかわる事態の予想も秘密とされ、消防、役所に連絡が来ないおそれのある、この秘密保護法案に対して、町長はどのように考えるのか。

2点目に、私たち住民は、市町村、東京の特別区を含む、それとそれを包み込む都道府県の2つの地方自治体の構成員、つまり主権者であります。地方自治体は、住民が国や地方の政治、行政に対して住民の意思や要望、要求などを反映させていくための最も身近な場です。同時に、住民の人権と生存権を守り、改善させていく場ですが、しかしその反面、地方自治体は、国、都道府県、市区町村という、国家行政の仕組みの一部として住民を統治し、管理するための役割をあわせて持っております。2000年、平成12年4月から地方分権一括法が施行されており、新ガイドライン（日米防衛協力指針）による戦争体制に自治体や住民を動員したり、住民サービスを切り捨てる地方行革の推進強化など、悪政を押しつける面を持っているが、どのように町は考えているのか。

3点目に、2014年4月から8%、2015年10月から10%への消費税増税が実施されようとしております。町全課としては、幾らぐらいの負担増となるのか、また消費税増税に対して経済対策を立てているのかどうかであります。

次に、宮城県綾町、日南市の視察研修から多度津町のまちづくりについてであります。

去る10月23日水曜日から25日金曜日までの3日間、宮城県綾町及び日南市に議員視察研修旅行に行っていました。あいにく台風27号の接近中で心配をいたしましたでしたが、幸いにも進行速度も遅く、直撃を免れ、悪天候の中ではありましたが、両市町とも快く研修を引き受けていただき、有意義な研修になり、両市町に対し感謝を申し上げた次第であります。

最初に訪問した綾町では、人口7,242人、全体予算額では、地域の元気臨時金を含め61億4,204万4,000円で、昨年比43%増とのことでした。この綾町は、全国で合併をしなかった町として知られ、合併に際し、全町民アンケートを実施し、各公民館での町長との対話が行われ、町長は、綾町の自然、文化、伝統、産業を守っていききたい、そのためには自立で行くことが必要だとの説明で、町民は納得をし、大きな反対もなかったとのことでありました。また、綾町の綾川流域の照葉樹林3,245ヘクタールを含む約1,450ヘクタールの地域は、2011年9月、国からユネスコ・エコパークに推薦され、綾町の観光と森林保護のシンボルとなっている照葉大つり橋があるところで有名です。そして、自然生態系農業の指針と有機農産物の生産を25年前に立ち上げ、「綾・有機農業まつり」を毎年開催しており、町と村を結ぶ食のふれあい広場や綾町産自然生態系農業による農産物の即売会を行っているとのことでありました。

綾町では、1989年、平成元年から、自然生態系農業の推進に係る条例に基づき、

全国に先駆けて有機農産物をランクづけする独自の認証業務を実施してきており、1999年、平成13年4月から、農林水産大臣の登録を受けた登録認定機関の認定を受けた生産者でなければ「有機」と表示して販売することができなくなっただけであります。2011年、平成23年11月から、今までの自然生態系農業に加えて、JAS法に基づく日本農林規格登録認定機関として、消費者が求める有機農産物を生産者が責任を持って提供していくための認定業務を行っているとのことでした。その中でも、綾町有機農業開発センターが重要な役割を担っており、この開発センターは、条例に基づく施策を具体的に普及推進するための機関として、1989年、平成元年に設立。その主な活動は、自然生態系農業の推進、普及、土壌分析、新技術の開発研究、流通、販売促進、自然生態系農業のサポート全般にわたっており、また有機JAS登録認定機関としての認定業務も行っているとのことでありました。

学校給食では、自校方式をとっており、町内の米が100%、野菜ほか100%の自給をしているとのこと。そして、基幹作物はキュウリであり、露地物で10アール当たり600万円の売り上げをしており、最近ではカンショに力を入れており、年齢層は平均50代とのことでありました。

翌日は、日南市、人口5万8,000人を訪れ、ここでは、中心市街地活性化のリーダーを公募したことで全国的に有名で、月額90万円の委託料としてインターネットに掲載、マスコミ上で話題となったところでもあります。日南市では、中心市街地のまちづくりや商業の活性化事業の業務を担うテナントミックスサポートマネジャーを募集、2016年度末までの契約で、契約終了時点までに実現可能な未来像の構築、基本計画実現のための手段、方策、実現イメージの企画、実施、検討、空き店舗活用の検討を行うほか、業種バランスなどの配置計画の策定と事業者の誘致、適正な配置、目標は4年間で20店舗誘致、そしてタウンマネジメント体制の整備、商店街の既存店舗の経営改革に関するリニューアル指導、支援と商店主、地権者との信頼関係の構築などの業務を担うとした。応募資格は、まちづくりに対し専門的知見と情熱を有し、活性化に向けた事業を推し進める実行力がある人で、性別や年齢、学歴は不問としたことです。

私たちが訪れた油津商店街は、昔油津港として栄えていましたが、昭和32年を人口のピーク以来、人口減少に歯どめがかからず、当時通行量が8,000人であったのが、現在では1,400人から1,500人に激減、80店舗あったのが、閉店が相次ぎ、28店舗に激減、空き地やシャッター通りとなったわけでありました。

現日南市長は、九州では最年少、全国では2番目に若い市長の誕生として就任、38歳の若さで、「油津、日南らしいまちづくり」での空き店舗の解消、にぎわいの増大として商業地の再生を目指し、国の市街地活性化法の適用を受け、日南市中心市街地活性化基本計画を作成し、基本方針及び目標数値を設定、中心

市街地活性事業としてスタート。これには、市の商工観光課関連事業としてテナントミックスサポート事業があり、1、専門指導員による中・長期的な将来像の構築と、その計画に沿ったテナントの誘致及び適正な配置、2、関連事業の総合プロデュースによる、にぎわいづくりの定着です。この事業遂行のため、市として当初予算では、油津商店街コミュニティー創出事業、来たくなるまちミニプロジェクト事業、商店街駐車場運営事業、そして補正予算として商店街景観整備事業、空き店舗対策事業としての予算を計上し、実施期間を平成25年から平成28年の4年間としたそうであります。

その手始めとして、テナントミックスサポートマネジャーの公募が行われたわけではありますが、応募総数333人で、事務局予想の3倍強であり、男性297人、女性36人、最年少が21歳、最年長が73歳で、北海道から沖縄県までの全国各地から応募があり、特に関東圏が多く、またアメリカ、ドイツ在住の日本人からの応募もあったほどでした。書類選考では、技術力、経験、実績等の専門能力、コミュニケーション能力、交際力、バランス感覚等の人間力での第1次審査、公開プレゼンテーションでの第2次審査、これには200人以上の市民の傍聴者があったわけではありますが、9人の発表者、交流会、個別面接、これは非公開であります、最終選考会ではテナントミックスサポートマネジャーの決定がありました。本人のプレゼンテーションの経過を経て、38歳の福岡出身の木藤氏が選出されたわけであります。木藤氏は、審査員の協働に関する質問にも明快に答え、油津商店街の4年後を明確なストーリーを持って提案できていた。また、地域に対する姿勢、熱意、覚悟、誠実さが審査過程を通じて委員全員に伝わり、また市が行った公開プレゼンテーションの来場者に対するアンケート調査でも、2位以下の40%台に大差をつけた結果であり、委員会の評価と市民の感覚も一致したことが、テナントミックスサポート事業委員会の講評でありました。契約期間も、平成25年7月1日から平成29年3月31日までの中活計画機関、原則は単年度契約としており、採用後は、日南市に家族5人、妻と3人の子供とともに油津商店街の近くに家を借りて頑張っているとのことでした。しかし、これからは、木藤氏とともにどれだけ覚悟で市民がそれに応えられるか、4年後の油津商店街を期待して、議員視察研修を終えたところであります。そして、そこでお尋ねをいたします。

1点目は、町内での認定農業者は何名か。また、町内でJAS法に基づく有機農産物としての出荷の取り組みはどうか。

2点目に、我が多度津町にもまちづくり委員会を設置すると町長は明言しておりますが、日南市油津のように、公募したサポートマネジャーを入れたらどうか。

3点目に、先月終了した瀬戸内国際芸術祭のように、専門的な第三者のリーダー

一を入れることによって、違う感覚や角度から真のまちづくりができると思うが、どうか。

最後に、瀬戸内国際芸術祭終了に伴う、今後の取り組みについてであります。今回、成功のために日夜準備に奮闘されました町当局及び関係者、ボランティアの皆さん方に心よりお礼と感謝を申し上げます。

さて、過去の島々の活性化を目的に2010年に第1回が開かれ、今回が2回目、春、夏、秋の3会期を香川県沖に島を舞台に、来場者数は、前回の約94万人を超え、11月1日には100万人を突破、最終には107万人と発表されました。瀬戸内海に浮かぶ島々をアートで埋め尽くす「瀬戸内国際芸術祭2013秋」は、10月5日土曜日から11月4日月曜日の約1カ月間開催され、我が多度津町も参加、高見島にて12の作品が展示され、秋空のもと、瀬戸内の青い海が広がる最も美しい季節に行われ、ちなみに高見島は2万4,371人の来場者数とのことであります。浜辺や空き民家を舞台に展開されたサイトスペシフィックな作品の数々が、京都精華大学の教員、卒業生、学生から成る有志により「京都精華大学高見島プロジェクト」として、島民の皆さんのご協力のもと盛大に開催されました。既に閉幕して早いもので1カ月余り経過をしておりますが、いまだにあの作品及び参加した感動の余韻が脳裏をかすめております。

10月5日のオープニングの初日からあいにくの雨に見舞われ、期間を通じて悪天候の中で開催されたこともしばしばあり、天候が全期間通じて安定をし、良好であれば、もっと来島者もふえていたのではないかと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、芸術祭閉幕後も、高見島で公開される作品は何があるのか。

2点目に、高見島の魅力を引き継ぎ展開するためには、今後どのような施策を考えているのか。

3点目に、アートで高見島を元気にする瀬戸内国際芸術祭が終了して、開催地として島の課題として何が考えられるのか。

以上、3点につき町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

以上であります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員の特定秘密保護法についてどのように考えているのかというご質問に答えをしてみたいです。

町議会本会議での一般質問にお答えするときは、個人的なイデオロギーや考え方を述べるのではなく、私見を挟まないで、町長の立場から住民サービスの向上や町行政のあり方、かじ取りについてお答えをさせていただくことを基本的なこととして、まず申し上げておく必要があると思います。

議員ご質問の特定秘密保護法は、すんなりと国会にて可決された国家安全保障

会議、日本版NSCとセットであると考えております。身勝手な外圧から日本国と国民の生命、財産を守ることは国の責務として当然であり、ひいては多度津町と町民を守ることに伴い、必要な法律だと考えております。ただ、細部にわたる内容や可決に至るまでの経緯については、私たち国民が選挙で選んだ国会議員を中心に国会で議論されることであり、その結果について町長の立場として答弁することではないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問には各担当課長より答弁してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問の1点目の2番目でございますが、地方自治体の役割と理解し、答弁を申し上げます。

地方自治体は、地方自治法第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。2項で、国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務または全国的な規模で、もしくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと定められております。

国においては、地方自治体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと定められておりますが、行政運営においては、国、県の方針に沿って進めていかなければならない施策も多々出てまいります。ご質問にもありますが、住民サービスを切り捨てる地方行革の推進強化など悪政を押しつける面を持っているとのことでございますが、自治体運営には財政状況が非常に重要と考えております。ご存じのとおり、町財政の歳入において、地方交付税、国庫補助金等、依存財源は約半分を占めている状況であり、結果として国、県の方針に沿って行政運営をしていくことになると考えております。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3番目の消費税増税に関してお答えいたします。

消費税増税については、来年4月から5%から8%になりますが、本町の歳入歳出にどれだけの影響が出るかの把握は難しいのが現状であります。現在、新年度予算の査定を行っておりますが、消費税がかかる予算については8%で計上することとしております。

先日、四国財務局また財務省の職員により、本町の財務状況についてのヒアリングがありました。その折に、消費税について質問をいたしました。他市町からも問い合わせがあるが、国の方針がまだ決定していない、12月末までには大まかな内容については示されるのではないかとの回答でありました。そのようなことから、消費税増税が幾らぐらいの負担増になるかは数字であらわすのは難しいことであり、ただはっきりしていることは、工事委託費等の消費税がかかるものについては確実に歳出の増加になることとなります。

また、経済対策は立てているかとのことですが、国が補正予算で経済対策を行う考えでありますので、町として、その補正予算が利用できる事業は使っていくよう準備を進めている状況であります。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます、尾崎議員への答弁といたします。

産業課長（岡 敦憲）

尾崎議員のご質問のうち、町内の認定農業者は何名か、町内でJAS法に基づく有機農産物としての出荷の取り組みはどうか及び芸術祭閉幕後も公開される作品の有無についてお答えいたします。

町内における認定農業者は17名おりますが、JAS法に基づく有機認定されている農業者はおりません。香川県下においても、農林水産省によると、9団体24農家と聞いております。多度津町を含む4市8町にはおりません。よって、本町での出荷はありません。県下での主な農産物としては、ミカン、サツマイモ、コマツナ、水菜などを出荷しておるように聞いております。

次に、芸術祭閉幕後も公開される作品の有無についてであります。基本的には、閉幕後は原状復帰することが義務づけられています。よって、作品のほとんどは既に原状復帰、すなわち撤去いたしております。今現在残っておる作品は、三洋汽船の新なぎさ号の装飾があります。しかしながら、1月もしくは2月にある、船のドック時にもとどおりにすることが決まっております。また、「除虫菊の家」、「うつりかわりの家」については現在残っておりますが、継続して残す、あるいは公開することの決定権は本町にはありません。なので、現在このことについては、県と協議を行っておる最中であり。なお、現状では公開はできません。

以上、尾崎議員の認定農業者の数及びJAS法に基づく有機農産物としての出荷の取り組み及び芸術祭閉幕後も公開される作品の有無について答弁させていただきました。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員のまちづくり委員会についてと真のまちづくりについて、それから高見島の今後の施策についてと島の課題についてのご質問に対し答弁をさせ

ていただきます。

まず、まちづくり委員会についてと真のまちづくりについてでございますが、本町においては、現在のところ第5次多度津町総合計画に基づく町政運営を行っているところですが、計画期間が平成28年3月末で終了するため、来年度から第6次総合計画の策定に取り組むことを予定しています。

計画策定に当たっては、基本構想において町民アンケートや各種調査の結果を活用することなどのほかに、まちづくり委員会を設置して、ワークショップなどの研修を通じ、本町のまちづくりについての調査、検討を行います。また、その結果を取りまとめ、町長に提言していただく予定にしております。

まちづくり委員会の構成につきましては、委員のうち何名を公募により選考するのかということも含めて、現在検討しているところであります。

議員のご提案にあるサポートマネジャーは、実現可能な未来像の構築、基本計画実現のための手段、方策、実現イメージの企画、実施などの業務を担い、専門的な第三者のリーダーは、違う感覚や角度からまちづくりに参画していただくということですが、次期総合計画の基本構想の作成は、そのような外部の感覚、視点を取り入れることができるよい機会であると捉えております。

まちづくり委員会におきましても、基本構想に取り入れ可能な、具体的な提案をしていただくために、幅広い分野から委員を選考し、研修については、その知見を十分に活用していただける内容になるよう慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、高見島の今後の施策についてと島の課題についてでございますが、高見島の魅力は、瀬戸内国際芸術祭で作品が展示された場所だけではないと思っています。浦地区の集落の景観は、海上から見れば、違った趣きを醸し出すでしょうし、今回展示のなかった浜地区にも、どの国立公園にも負けないほどの島々に沈む夕日、西浦大師や蛭子神社、多くの石仏、石碑、両墓制墓地などを見ることができます。

また、「瀬戸内少年野球団」、「男はつらいよ 寅次郎の縁談」、「機関車先生」など、映画のロケ地になっているということは、昔と変わらない魅力的な風景が今も存在しているからだと思います。これは、佐柳島にも当てはまり、瀬戸内海の島々、そこにしかない魅力が、島独特の雰囲気、確かに存在しています。その宝とも呼べる島の魅力をさらに磨いて、ホームページや広報はもちろん、機会あるごとに大勢の方に伝えていくことが我々行政の仕事であり、今後の施策であると考えています。

次に、島の課題でございますが、やはり人口の減少を食い止めることに尽きます。それには、島での生活の質を向上させるとともに、安定的な経済活動が行われる必要があります。それは、ある意味、島らしさが失われることにつなが

るかもしれませんが、仕事がないことには生活ができません。仕事があり、人がふえると、経済規模も拡大し、さらに仕事がふえるといった好循環が生まれます。そのための特効薬のようなものはないかもしれませんが、しかし本年4月から始めた医療機関の受診を目的に島嶼部航路、現在は定期船だけでございますが、を利用した場合の運賃の半額助成のように、小さなことかもしれませんが、生活を変える最初の一步を島の方たちと一緒に考え、人口減少を食い止め、徐々ににぎわいを取り戻していきたいと考えております。

以上で尾崎議員のまちづくり委員会についてと真のまちづくりについて、それから高見島の今後の施策についてと島の課題についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

国政の問題について、町長は、これは国会議員の方がしたんだから、国政に対しては余りかわりができないということで、町のことのみだけだという答弁がありました。今秘密保護法の問題では、実はテレビでも報道されておりますように、これが1995年に韓国で2008年に秘密情報法案、これと国家治安法、この2案が提案されて、2度廃案になり、日本における秘密法案は、全くそのものだということでもあります。歴史的に見ますと、既にご存じのとおり、韓国では光州事件がありまして、これは秘密情報だということで、キムデジュン、つまり金大中さんが日本に来まして、誘拐されて、さらわれてわからなくなったという経過があります。そして、韓国では、2度にわたってこの法案は廃案にされた、こういうことでございます。ですから、いずれにしても、国の法律というのは、ともかく地方政治に及ぼす影響が大きいと考えているわけでございます。そういう意味で、この問題についても秘密というのは例外的なものであって、法案化するというのは例外的でなくなる、それがそういうふうになるというのが一番危惧するところでございます。

それから、やっぱりこれをつくることによって、国の問題では秘密を漏らす、あるいは漏えいするというについては非常に不安を漏らすとかというのは処罰されると。それから、そそのかしがあったんではないかということで、そういう萎縮効果が国民の中にあるわけです。そういう意味で、秘密というのは特別に限定して4つにしておりますが、現実の問題としては、そうでなくて、地方行政にも非常に大きく及ぼすということでございます。そういう意味で、民主主義の根幹にかかわりますというんですか、法律が今言われておりましたように、非常に憲法に抵触するような法律が次々と出てきております。そういう

意味で、このことについても町長としても、憲法違反の秘密保護法について、かわかりが、地方行政だけだという考え方については、ちょっと個人的な見解ではなくて、個人的にもやっぱりちゃんとした見解を持つべきだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

それから……。

議長（門 瀧雄）

済いません。マイクを使うてください。

議員（尾崎 忠義）

失礼しました。

それから、瀬戸内国際芸術祭終了後に伴う今後の取り組みということで、ただ今答弁あったんですが、私も参加させていただきまして、十分なことはできなかったんですが、来られた方に対して、見学者でございますが、特に高見島の場合は、これは反省点の一つに加えていただきたいんですが、非常に道順が初めての人にはよくわからなかったということ。

それから番号案内ですね。これは、三桁になっとんです。ですから、次回でする場合は、Tの1、2、3、4、5、6ということで、12までしたほうが、高見島のTという文字とって。ところが、瀬戸内芸術祭は、全県下やから、190、二百何番ということで、私も参加させてもらって、非常に案内がしづらかったということで、こういうことも一つの反省点でもあったんじゃないかなという感じですよ。

それから、見学終了後も非常に来られた方も、4時終了なんですけど、4時半ごろに来られて、残念だということで帰られたということもありますし、せっかく作品、参加してこられても、できなかったということもございます。

それから、ガイドですが、受け付け時に、その作品の特徴をやっぱりガイドする人がいなかったということで、受け付けと同時にちょっと案内したんですが、その作品のガイドしますと、非常によくわかったということで、非常に感謝されました。そういうことで、ちょっと後の問題ですが、こういうふうのが反省点として、あと頑張って、島の活性化ということで、していただきたいと思っております。

それから、先ほどまちづくり委員会に第三者を入れるという、非常に前向きな姿勢で言われておりました。そういう意味で、我が多度津町も、このように本当に第三者から見た目で町でそういうまちづくりにみんなが協働してやるということについて、具体的に進めていくことが必要だと思います。そういう点について、再質問をいたします。

それから、消費税の問題ですが、今答弁にありました、ちょっと難しい、わからないということですが、現実の問題として来年の4月からというこ

とで、すぐに1割まではなっていくということで、概算でもいいんですが、例えば町が実施しております各施設の施設料、使用料ですね、この問題とか、水道料金、消費税が上がったら、町民にどのくらいの負担になるんかということで、課別ごとに試算をして、あと4月までというたらどんだけも時間がないんですが、決まってからすぐ取りかかるのではなくて、これは町としての対策を急いであるべきだと思いますが、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎 忠義議員の追加質問についてお答えをしておりますが、ただいま私がお答弁したことと、ほぼ同じこととなると思っておりますが、私がお話をお話申し上げるのは、町の、先ほども申しましたように、住民サービスの向上や町行政のあり方、かじ取りについてのご質問に対しましては、真摯な気持ちを持って私の考え、今、やっつてること、これからのことを答弁をさせていただきますが、ただ国会と町議会、地方議会というのは、議論をする内容が異なると思っております。国会の場合は、国政に対しての議論をするところであり、それは、先ほども申しましたように、私ども国民が選挙で選んだ国会議員を中心に議論されることであると思っております。そのことに関しては、私のほうからは、答弁なりコメントはできないと思っております。

地方議会の場で議論することは地方議会で、議員の皆様方とご相談をしながら、意見を闘わせながらやらなきゃいけないと思っております。そういう意味では、国会は国会、地方議会は地方議会というふうに認識をしておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員再質問の消費税に関することですが、水道料金、下水道料金として消費税がかかわるものについては上がるということで、住民の皆様にはご理解いただきたいと考えております。

消費税につきましては、国のほうで上がった分については、全て社会保障費に充当するというございまして、それが消費税部分が町の収入としてふえる部分ではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、各施設について消費税の増税部分についてふえるかということについては、いまだに決定しておりませんので、そういう報告が出てくれば、議会と相談しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

議長（門 瀧雄）

尾崎君の再質問に答弁がありました。

ほかにありますか。
議員（尾崎 忠義）
以上です。